

4 文科高第1221号  
私振補第78号  
令和4年11月22日

学校法人 理事長 殿

文部科学省高等教育局  
私学部長 茂里 毅

(公印省略)

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 福原 紀彦

(公印省略)

令和5年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の  
取扱いについて（通知）

このたび、定員管理に係る私立大学等経常費補助金について、下記のとおり取り扱う  
こととしましたので、お知らせします。

各学校法人におかれましては、内容を十分御理解の上、適正な定員管理について、  
遺漏なきようお願い計らいください。

記

## 1. 検討の背景

大学等における在籍学生数については、大学設置基準第18条第3項等において、「教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。」とされている。学部等ごとに定める定員に基づいて適正に管理することにより、教員一人当たりの学生数などの教育条件を維持・向上させることは、主体的な学修を実現する大学教育の質的転換の観点からも重要であり、こうした背景から、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学等経常費補助金が不交付となる定員充足率の基準（いわゆる定員超過率）を、参考

1 のとおり引き下げてきたところである。また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化についての検討が求められたことも踏まえ、平成28年度から平成30年度にかけて段階的に入学定員の充足状況による不交付措置を段階的に厳格化したところである。

一方、入学定員の充足状況による不交付措置については、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）において、「基盤的経費の配分や設置認可審査の際の基準に適用される厳格な入学定員管理については、大学設置基準が収容定員に基づき管理すると規定されている中、設置認可の際の定員超過の取扱いでは、学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合には認可をしないこととされており、基盤的経費の配分についても、収容定員や入学定員の超過率に応じて減額措置等が実施されている。このような政策上の取扱いによって、例えば、一部の学部である年度に大きく歩留まりを読み誤り、平均入学定員超過率が一定以上となってしまうと、大学全体で組織改編が行えなくなるなど影響が大きいという指摘がある。また、過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため一部の受験生が不安定な状況に置かれているといった指摘や、毎年度大幅に基盤的経費が増減すると、安定した大学経営や教育研究が困難になるといった指摘もある。」とされ、「大学が安定した見通しをもって新たな取組を進めることを促す観点」からも、「基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取扱いについて、大学設置基準が収容定員を基に管理していることと合わせ、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める。」という方向性が示されたところである。

こうした点を踏まえ、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団において、私立大学等経常費補助金における定員管理に係る取扱いについて検討してきたところである（関係の提言等は、別紙1を参照）。

## 2. 基準改正の趣旨

入学定員に基づく単年度の算定としている基準を、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める場合においても、地方創生の観点から平成28年度から平成30年

度に実施した入学定員充足率厳格化の趣旨を踏まえて、適切な措置を実施することが必要である。

こうした点を踏まえて、私立大学等経常費補助金交付要綱等を改正し、私立大学等経常費補助金の配分に係る基準を次のとおり変更することとする。

### 3. 基準改正の内容

#### (1) 私立大学等経常費補助金が不交付となる入学定員充足率（入学定員超過率）等

私立大学等経常費補助金の交付に当たっては、入学定員及び収容定員の充足状況による不交付措置を行っているところ、入学定員の充足状況による不交付措置については令和5年度に廃止する。また、これと併せて、平成31年度より、入学定員による厳格な管理及び学生確保に向けたより一層の努力を促す観点から導入した入学定員充足率が0.9倍以上、1.0倍以下の場合の増額措置についても、廃止する。

#### (2) 私立大学等経常費補助金が不交付となる収容定員充足率（収容定員超過率）

収容定員の充足状況による不交付措置は、収容定員8,000人以上の大規模大学等では1.40倍以上、それ以外の大学等では1.50倍以上の在籍学生数がある場合、その大学等又は学部等に対する補助金を全額不交付とする収容定員超過率を設定している（「私立大学等経常費補助金交付要綱」（令和4年11月17日最終改正 文部科学省）別添「私立大学等経常費補助金取扱要領（以下「別添取扱要領」という。）」第3条の3、「私立大学等経常費補助金取扱要領（以下「取扱要領」という。）」（令和4年11月17日最終改正 私立学校振興・共済事業団）4.（9））。

今回の入学定員超過率による不交付措置の廃止に伴い、収容定員8,000人以上の大規模大学等については1.10倍以上、収容定員4,000人以上8,000人未満の中規模大学等については1.20倍以上、収容定員4,000人未満の小規模大学等については1.30倍以上と厳格化する。なお、医歯学部（看護学科を除く。以下同じ。）については、規模によらず1.10倍以上と厳格化する。ただし、経過措置を設けることとし、令和5年度から令和7年度までの3年間に渡って段階的に実施することとする（経過措置の詳細は、別紙3（1）を参照）。

### (3) 経過措置期間における収容定員充足率にかかる減額措置の厳格化等

今回の改正において、令和7年度までの経過措置を設けることとしたが、これによって、各大学等における適正な定員管理を行うことの重要性は変わるものではない。各大学等においては、定員管理の適正化の観点を中心に踏まえた入学者選抜を行うことが重要であり、こうした観点から、収容定員の充足率が1.07倍以上（医歯学部は1.04倍以上）の場合の私立大学等経常費補助金の減額措置についても厳格化する（詳細は、別紙3（2）を参照）。

なお、平成27年7月10日付27文科高第361号及び私振補第30号で通知した「平成28年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」において、「平成31年度から、入学定員充足率が1.0倍を超える入学者がいる場合、超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入する。」とし、平成30年9月11日付30文科高第454号及び私振補第49号で通知した「平成31年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）」において、「当面実施を見送り、後記措置の実施状況及び効果等を検証しつつ、3年後を目途に実施の要否を検討する」としていたが、入学定員超過率による不交付措置の廃止及び収容定員超過率による不交付措置の厳格化に伴い、実施を見送る。

## 4. その他

### (1) 大学教育の質の向上について

大学等は地域の「知と人材の集積拠点」として、地域における教育機会の確保や、地域経済・地域社会を担う人材育成などを通じて、地域社会の発展にも寄与してきた。18歳人口減少が進展する中においても、地方の私立大学等が一層活性化し、地元や都市部の学生を引きつける魅力ある存在になることは極めて重要である。各私立大学等においては、グローバル化の一層の進展への対応や全世代学習社会の実現への寄与も含め、大学教育の質の向上に全学的・組織的により一層取り組むことにより、より多くの学生を引きつける特色ある取組を推進願いたい。

### (2) 定員の管理の見直しに係る他の施策

本通知における私立大学等経常費補助金の取扱いのほか、令和4年10月に大学等の設置等の認可の審査基準が改正され、これまで学部等単位の平均入学定員超過

率が一定以上の場合には設置等の認可をしないこととしてきた取扱いを収容定員に基づく基準へと改めるとともに、令和7年度以降の設置等の案件からは新たに収容定員充足率が一定の基準以上である場合のみに認可する取扱いとされた。

### 別紙及び参考資料一覧

- 別紙1 定員管理の見直しに関する提言等
- 別紙2 私立大学等経常費補助に関する取扱要領等
- 別紙3 令和5年度以降の取扱い
  - (1) 入学定員超過率による不交付措置等の廃止
  - (2) 収容定員超過の学部等に対する増減率の厳格化
  
- 参考1 補助金不交付となる定員超過率の推移

### 本件連絡先

文部科学省高等教育局私学部私学助成課（佐藤、熊谷）

TEL：03-5253-4111（内線2545）

日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課（中田、布施）

TEL：03-3230-7292, 7294

(別紙1)

## 定員管理の見直しに関する提言等

### ◆大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）抄

(収容定員)

#### 第18条

1～2 (略)

3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

### ◆まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日 閣議決定）抄

#### 【主な施策】

◎ (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組への支援策等を講ずるとともに、都市部の大学生等が地方の魅力を体験できる取組を推進する。さらに、大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。これらにより、2020年までに地方における自県大学進学者の割合を平均36%（2013年度全国平均32.9%）、地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%（2012年度全国平均71.9%）まで引き上げる。（後略）

◆新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）抄

3. 各質保証システムの改善・充実

(4) その他の重要な論点

(定員管理)

定員管理の在り方については、教育環境の確保等の観点から大学の質保証を行う上で重要な論点であるが、①大学設置基準における「学科・課程を単位として学部ごとに定める収容定員に基づき管理する」旨の規定及び当該規定に基づき専任教員数や校地校舎の面積等を審査する設置認可審査上の取扱いと、②基盤的経費の配分や設置認可審査の際の定員超過の場合に適用される政策上の取扱いという2つの観点からの検討が必要になる。

前者については、教育の質の保証の観点からは、定員管理は必要な教育環境の確保を目的としたものであり、引き続き学部学科を単位とした定員管理が必要であると考えられる。

一方、基盤的経費の配分や設置認可審査の際の基準に適用される厳格な入学定員管理については、大学設置基準が収容定員に基づき管理すると規定されている中、設置認可の際の定員超過の取扱いでは、学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合には認可をしないこととされており、基盤的経費の配分についても、収容定員や入学定員の超過率に応じて減額措置等が実施されている。このような政策上の取扱いによって、例えば、一部の学部である年度に大きく歩留まりを読み誤り、平均入学定員超過率が一定以上となってしまうと、大学全体で組織改編が行えなくなるなど影響が大きいという指摘がある。また、過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため一部の受験生が不安定な状況に置かれているといった指摘や、毎年度大幅に基盤的経費が増減すると、安定した大学経営や教育研究が困難になるといった指摘もある。

大学が安定した見通しをもって新たな取組を進めることを促す観点からも、定員管理の政策上の運用について、定員管理が必要な教育環境を担保するための仕組みであることに留意をしつつ、一定程度弾力化していくことも必要であろう。

**改善・充実の方向性**

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 大学における社会変化に応じた組織改編等を促す観点から、基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取扱いについて、大学設置基準が収容定員を基に管理していることと合わせ、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める。<その他>

◆我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）（令和4年5月10日 教育未来創造会議）抄

Ⅲ. 具体的方策

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

(2) 学部・大学院を通じた文理横断教育の推進と卒業後の人材受入れ強化

(略)

一方で、基盤的経費の配分や設置認可申請等における厳格な入学定員管理を見直すほか、入学後の専攻分野の決定（レイトスペシャライゼーション）や、入学後に他分野へ関心が移った際の専攻分野の転換や編入学の弾力化を進めるなど、これまでの単線型の教育からより柔軟に学修者の志向に応じた学びへと転換する。

<具体的取組>

① STEAM 教育の強化・文理横断による総合知創出

- ・ 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改めるなど、入学定員管理の柔軟化を進める。

## 私立大学等経常費補助に関する取扱要領等

※ 以下の取扱要領等は現在のものであり、しかるべき時期に本通知の内容に係る改正を行う予定である。

### ●私立大学等経常費補助金交付要綱（令和4年11月17日最終改正 文部科学省） 別添「私立大学等経常費補助金取扱要領」

[定員の充足状況による不交付措置]

第3条の3 事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等（以下、この条、次条及び第3条の5において「学部等」という。）が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。ただし、第1号にあっては、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、第2号にあっては、通信教育部を除いて適用するものとする。

(1) 私立大学等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数（大学設置基準第30条の2又は短期大学設置基準第16条の2に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）については、別記1により取扱うものとする。以下この条において同じ。）の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の私立大学等又は当該年度の5月1日現在の入学者数が当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に1.30（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20、収容定員8,000人以上の大学等は1.10、医歯学部（看護学科を除く。以下同じ。）は1.1）を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等

(2) 学部等に係る補助金を交付しないもの

当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の学部等又は当該年度の5月1日現在の入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20倍以上、収容定員8,000人以上の大学等は1.10倍以上、医歯学部は1.1倍以上）の学部等

(3) (略)

(補助金の基準額の増額又は減額)

第7条 事業団は、前条第1号(第5条第1号のイの金額を除く。)、第2号(第5条第2号のイの金額を除く。)、第3号、第5号(第5条第5号のイ及びウの金額を除く。)、第6号及び第7号の金額を学校法人等における次に掲げる項目の実態を勘案して増額又は減額するものとする。

(1) 教育条件に関すること

ア 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合及び学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合

●**私立大学等経常費補助金取扱要領(令和4年11月17日最終改正 日本私立学校振興・共済事業団)**

4. 補助金の減額等

[定員の充足状況による不交付措置]

(9) 事業団は、私立大学等又は私立大学等に所属する学部等(以下「学部等」という。)が次の各号の一に該当する場合には、原則として、当該私立大学等又は当該学部等に係る補助金の全額を交付しないものとする。

ただし、ア及びイ③にあっては、大学院の研究科(学校教育法第103条に定める学部を置くことなく大学院を置く大学(以下「大学院大学」という。)を除く)、夜間部、通信教育部及び短期大学設置基準第19条に定める授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科を除いて適用し、イの①及び②にあっては、大学院の研究科(大学院大学を除く。)及び通信教育部を除いて適用するものとする。

ア 私立大学等に係る補助金を交付しないもの

① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数(大学設置基準第30条の2又は短期大学設置基準第16条の2に定める修業年限を超えた一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)については、別記1により取扱うものとする。以下同じ。)の収容定員に対する割合が1.50倍以上(収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上)の私立大学等

② 当該年度の5月1日現在の入学者数が当該私立大学等に所属する学部等ごとの入学定員に1.30(収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20、8,000人以上の大学等は1.10、医学部(看護学科を除く。以下同じ。)、歯学部、生命歯学部及び口腔歯学部(以下「医歯学部」という。)は1.1)を乗じた人数を合計した数以上の私立大学等。ただし、当該大学等(設置している学部が医歯学部のみを除外)が過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満である場合は除く。

イ 学部等に係る補助金を交付しないもの

- ① 当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が1.50倍以上（収容定員8,000人以上の大学等は1.40倍以上）の学部等
- ② 当該年度の5月1日現在の入学者数の入学定員に対する割合が1.30倍以上（収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等は1.20倍以上、8,000人以上の大学等は1.10倍以上、医歯学部は1.1倍以上）の学部等。ただし、当該学部等において過去3か年間の各年度において不交付となる入学定員超過率未満である場合は除く。この場合において、当該学部が医歯学部である場合及び同一学校において、当該年度の5月1日現在の在籍学生数の収容定員に対する割合が50%以下の学部等を有する場合は、このただし書きは適用しないものとする。

●**私立大学等経常費補助金配分基準（令和4年11月17日最終改正 日本私立学校振興・共済事業団）**

V 補助金の基準額の増額又は減額

補助金の基準額については、次に掲げるところにより増額又は減額を行うものとする。

1. IVの1（Ⅲの1のイを除く。）、2（Ⅲの2のイを除く。）、3、5（Ⅲの5のイを除く。）、6及び7により算定した補助金の基準額の増額又は減額は、次に掲げる項目の実態を勘案して行うものとする。

(1) 教育条件に関すること

ア 学部等ごとの入学定員に対する入学者数の割合及び学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合

## 令和5年度以降の取扱い

**(1) 入学定員超過率による不交付措置等の廃止****【現行】**

&lt;入学定員超過率による不交付措置（「学校全体」または「学部等単位」)&gt;

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
入学定員超過率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

※医歯学部は定員規模に関わらず1.10倍以上

&lt;収容定員超過率による不交付措置（「学校全体」または「学部等単位」)&gt;

定員規模 (収容定員)	8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
収容定員超過率	1.40倍以上	1.50倍以上	

**【見直し】**

&lt;入学定員超過率による不交付措置（「学校全体」または「学部等単位」)&gt;

**廃止**

※入学定員超過率による不交付措置の廃止に伴い、現行の入学定員充足率（90～100%）の増額措置を廃止する。

&lt;収容定員超過率による不交付措置（「学校全体」または「学部等単位」)&gt;

大学規模別		定員規模（収容定員）		
		8,000人以上	4,000人以上 8,000人未満	4,000人未満
収容定員超過率	令和4年度	1.40倍以上	1.50倍以上	
	令和5年度	1.30倍以上	1.40倍以上	1.50倍以上
	令和6年度	1.20倍以上	1.30倍以上	1.40倍以上
	令和7年度	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

※医歯学部は定員規模に関わらず、令和7年度にかけて段階的に厳格化（令和5年度：1.30倍以上、令和6年度：1.20倍以上、令和7年度：1.10倍以上）。

※定員充足率の算定には、要件を満たした留年者を除外（現行の収容定員に対する在籍学生数による増減率の要件と同様の措置）。

## (2) 収容定員超過の学部等に対する増減率の厳格化①

### 【現 行】

＜学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率＞

#### ● 医歯学部を除く学部等

(収容定員8,000人未満の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和4年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲3%		▲6%		▲10%			▲14%			▲18%			▲22%			▲26%			▲30%			▲34%			▲42%			▲50%			不交付⇒															

(収容定員8,000人以上の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和4年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲3%		▲6%		▲10%			▲14%			▲18%			▲22%			▲26%		▲32%		▲38%		▲44%		▲50%		不交付⇒																				



### 【見直し】

#### ● 医歯学部を除く学部等

(収容定員4,000人未満の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和5年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲13%			▲17%			▲21%			▲25%			▲29%		▲32%		▲35%		▲38%		▲41%		▲44%		▲47%		▲50%			不交付⇒													
令和6年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲13%			▲17%			▲21%			▲25%			▲29%		▲33%		▲37%		▲41%		▲45%		▲49%		▲50%			不交付⇒															
令和7年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲13%			▲17%			▲21%			▲25%			▲29%		不交付⇒																												

(収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和5年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲13%			▲17%			▲20%		▲23%		▲26%		▲29%		▲32%		▲35%		▲38%		▲41%		▲44%		▲47%		▲50%			不交付⇒													
令和6年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲13%			▲17%			▲21%		▲25%		▲29%		▲33%		▲37%		▲41%		▲45%		▲49%		▲50%		不交付⇒																		
令和7年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲13%			▲17%			不交付⇒																																				

(収容定員8,000人以上の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和5年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲9%		▲12%		▲15%		▲18%		▲21%		▲24%		▲27%		▲30%		▲33%		▲36%		▲39%		▲42%		▲45%		▲48%		▲50%			不交付⇒													
令和6年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		▲10%		▲14%		▲18%		▲22%		▲26%		▲30%		▲34%		▲38%		▲42%		▲46%		不交付⇒																								
令和7年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%		不交付⇒																																												

## (2) 収容定員超過の学部等に対する増減率の厳格化②

### 【現 行】

＜学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率＞

#### ● 医歯学部

(収容定員8,000人未満の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和4年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲3%	▲6%	▲10%	▲14%	▲18%	▲22%	▲26%	▲30%	▲34%				▲42%				▲50%										不交付⇒																				

(収容定員8,000人以上の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和4年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲3%	▲6%	▲10%	▲14%	▲18%	▲22%	▲26%	▲32%	▲38%				▲44%				▲50%										不交付⇒																				



### 【見直し】

#### ● 医歯学部

(収容定員8,000人未満の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和5年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	▲30%	▲35%	▲40%	▲45%	▲50%										不交付⇒																										
令和6年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	▲31%	▲37%	▲43%	▲49%	▲50%				不交付⇒																																
令和7年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	不交付⇒																																								

(収容定員8,000人以上の大学等)

	充足率 (%)	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150
令和5年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	▲30%	▲35%	▲40%	▲45%	▲50%										不交付⇒																										
令和6年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	▲31%	▲37%	▲43%	▲49%	▲50%				不交付⇒																																
令和7年度	増減率	9%	6%	3%	0%	▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	不交付⇒																																								

補助金不交付となる定員超過率の推移

(参考1)

区分	収容定員超過率 $\left( \frac{\text{在籍学生数}}{\text{収容定員}} \right)$	入学定員超過率 $\left( \frac{\text{入学者数}}{\text{入学定員}} \right)$	
		学部等 (医・歯学部を除く)	医・歯学部
昭和48年度	7.0 倍以上	7.0 倍以上	
49	6.0 "	6.0 "	
50	5.0 "	5.0 "	
51	4.0 "	4.0 "	
52	3.0 "	3.0 "	
53	3.0 "	3.0 "	
54	3.0 "	2.85 倍以上	1.4 倍以上
55	3.0 "	2.7 "	1.3 "
56	3.0 "	2.5 "	1.2 "
57	3.0 "	2.5 "	1.2 "
58	3.0 "	2.5 "	1.2 "
59	3.0 "	2.5 "	1.2 "
60	3.0 "	2.35 "	1.2 "
61	2.75 "	2.2 "	1.2 "
62	2.5 "	2.0 "	1.2 "
63	2.5 "	2.0 "	1.2 "
平成元年度	2.5 "	2.0 "	1.2 "
2	2.4 "	1.9 "	1.15 "
3	2.3 "	1.8 "	1.1 "
4	2.2 "	1.7 "	1.1 "
5	2.1 "	1.65 "	1.1 "
6	2.0 "	1.6 "	1.1 "
7	1.9 "	1.55 "	1.1 "
8	1.8 "	1.5 "	1.1 "
9	1.78 "	1.49 "	1.1 "
10	1.76 "	1.48 "	1.1 "
11	1.74 "	1.47 "	1.1 "
12	1.72 "	1.47 "	1.1 "
13	1.70 "	1.47 "	1.1 "
14	1.68 "	1.47 "	1.1 "
15	1.66 "	1.46 "	1.1 "
16	1.64 "	1.46 "	1.1 "
17	1.62 "	1.45 "	1.1 "
18	1.60 "	1.44 "	1.1 "
19	1.58 "	1.43 "	1.1 "
20	1.50 "	1.40 "	1.1 "
21	1.50 "	1.37 "	1.1 "
22	1.50 "	1.34 "	1.1 "
23	1.50 "	1.30 "	1.1 "
24	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.25】 "	1.1 "
25	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "
26	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "
27	1.50 【1.40】 "	1.30 【1.20】 "	1.1 "
28	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.27] 【1.17】 "	1.1 "
29	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.24] 【1.14】 "	1.1 "
30	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.20] 【1.10】 "	1.1 "
令和元年度	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.20] 【1.10】 "	1.1 "
2	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.20] 【1.10】 "	1.1 "
3	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.20] 【1.10】 "	1.1 "
4	1.50 【1.40】 "	1.30 [1.20] 【1.10】 "	1.1 "

注1：平成5年度までの収容定員超過率（従来の学生総定員超過率）及び入学定員超過率は、各学部等

（大学にあっては学部、短期大学及び高等専門学校にあっては学科）ごとに適用。

2：平成6年度以降の収容定員超過率及び入学定員超過率は、各学部等ごとのほか学校ごと（昼間部に限る。）にも適用。

3：平成24年度以降の【 】内は収容定員8,000人以上の大学等に対して適用。

4：平成28年度以降の[ ]内は収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等に対して適用。